

保険薬局 御中

院外処方箋の書式変更について

2019年3月5日

高槻赤十字病院

院長 古川福実

薬剤部長 小島一晃



平素は、院外処方箋を通して医薬品の適正使用にご協力いただき、ありがとうございます。

2019年4月1日より、保険薬局と協働して適正な薬物治療が行える環境を強化することを目的として、以下の要領で院外処方箋の書式を変更いたします。

つきましては、保険薬局の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 検査値印字の導入

従来のA5版からA4版に変更し、右半分に検査値(13項目)の印字を行います。なお、患者が検査値の開示に同意されない場合は、中央で切り取って左半分の処方箋のみ提出することが可能とします。

検査値は、過去3か月以内の測定値がある項目のみ印字され、対象項目は、WBC・Hb・PLT・PT-INR・GOT(AST)・GPT(ALT)・T-BIL・CRE・eGFR 推算値・CPK・CRP・K・HbA1cの13項目です。処方監査・服薬指導にお役立ていただければ幸いです。

2. 一般名処方箋の導入

厚生労働省が提唱する「一般名処方箋の標準的な記載」に基づき、後発品のある医薬品について次の表記で処方箋に印字されます。

【般】+「一般的名称」+「剤形」+「含量」

後発品のない医薬品、もしくは処方医から後発品への変更不可の指示がある場合は、従来通り先発品の商品名が印字されます。後者は、変更不可欄に×が付き、備考の所定欄に処方医の記名・捺印がなされます。

調剤された医薬品の商品名(銘柄)の報告は必須としませんが、お薬手帳へ漏れなく記載のうえ、次回受診時に必ず持参していただくようご指導願います。

3. QRコード印字の導入

院外処方箋の右半分の余白に、QRコードが印字されますのでご活用ください。

以上